

Title	アジア太平洋の安全保障システムとロシア：日米関係との関連で
Sub Title	Russia and the Asia-pacific security system
Author	小澤, 治子(Ozawa, Haruko)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	2000
Jtitle	法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.73, No.1 (2000. 1) ,p.481- 505
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	池井優教授退職記念号
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-20000128-0481

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

アジア太平洋の安全保障システムとロシア

——日米ロ関係との関連で——

小澤治子

はじめに

一 ロシアにおける安全保障観の変化

二 A R F (A S E A N 地域フォーラム) とロシア

1 A R F の成立

2 ロシアの立場

三 日米安保体制とロシア

1 日米安保体制の変容

2 ロシアの立場

四 日ロ間の安全保障交流の進展

1 日ロ関係の展開

2 安全保障交流の進展

結び

はじめに

本稿の目的は、アジア太平洋の安全保障をめぐるロシアの立場がいかなるものであるのか、またそれがソ連期、冷戦期と比べてどのように変化したのかを米ロ関係、日米関係、さらには日ロ関係との関連で考察することである。すなわち、アジア太平洋の安全保障システムの変容がロシアの立場にいかなる影響を及ぼしてきたのか、またロシアの立場がアジア太平洋の安全保障システムの変容にどのようなインパクトを与えてきたのかを考察することである。以上の考察を通じて、ロシアがアジア太平洋の国際関係システムに参加することの意義と特色、さらにはその問題点を明らかにしたいと考える。

考察にあたって、以下の点に留意する必要がある。第一に、アジア太平洋地域には包括的な安全保障システムがいまだ形成されていないことである。確かにそれに准じる枠組みとして、後に検討するように ASEAN 地域フォーラム (ARF) が存在するが、少なくとも冷戦構造が依然として残っている北東アジア地域には、安全保障システムといえるような枠組みは存在しないと見える。そのような状況を踏まえると、日米安全保障体制をめぐるロシアの立場がいかなるものであるのかを考察する必要がある。

すでにソ連時代、M・ゴルバチョフ政権期には、米ソ関係の急速な改善を反映して日米安保体制をめぐるソ連の立場も大きく変化した。一九八九年五月、日ソ外相定期協議のため訪日した E・シエワルナゼ外相は「日米安保条約の存在が日ソ平和条約締結の障害にはならない」と述べて、ソ連政府として公式に安保条約を容認することを明らかにしたのである。¹⁾冷戦の終結とソ連解体を経て、ゴルバチョフ政権のこの立場は、ロシアの B・エリ

ツイン政権に引き継がれた。一九九二年三月、日口外定期協議のため訪日したA・コズイレフ外相は、日米安保体制がロシアにとって脅威でないのみならず、むしろアジア太平洋の安定にそれが果たしている役割を評価すべきであると述べたのである。⁽²⁾ 以上のように、ペレストロイカの時期におけるソ連、またソ連解体後もない時期のロシアは、日米安保体制と対立するのではなく、むしろそれと協調しさらにはそれに参加することによって、アジア太平洋の新しい安全保障の枠組みを創設することを主張していた。こうしたロシアの立場は、その後どのように継承されたのであろうか。あるいはどのように変化したのであろうか。

第二に、一九九七年十一月、ロシアはアジア太平洋経済協力会議（APEC）に加盟することが承認された（正式の加盟は一九九八年一月）。このようにロシアがアジア太平洋の国際経済協力体制に参加したことは、アジア太平洋の安全保障問題にも影響を及ぼすものである。さらにロシアのAPEC加盟は、ロシアにおける安全保障観の変化と無関係ではないことに留意する必要がある。⁽³⁾ なぜなら、国際関係システム全般においてと同様に、ソ連解体後のロシアにとっても安全保障問題と経済協力問題は密接不可分となっており、これはロシアにおける安全保障観が冷戦期のソ連と比べると大きく変化したことを示唆するものである。この点はアジア太平洋の安全保障問題に対するロシアの立場を考える上でも留意の必要がある。

以上の問題意識に基づき、以下の手順で考察を進めたい。最初に、ロシアにおける安全保障観の変化について詳しく検討する。次に、ARFに対するロシアの立場を考察し、また日米安保体制をめぐるロシアの評価を明らかにしたい。さらに日本とロシアの安全保障面における交流の進展について考察する予定である。

一 ロシアにおける安全保障観の変化

一九九七年一二月、ロシアにおける「国家安全保障の概念」が発表され、エリツィン大統領によって認可された。これは、ロシアの対外政策形成において重要な役割を担う国家安全保障会議が、ソ連解体後のロシアにとって国家の安全を脅かす最大の脅威は何かについて6年近くにわたって議論した結果をまとめたものであり、ロシアの歴史上初めて長期的視点に立つて安全保障問題を包括的に論じた文書に他ならない。⁽⁴⁾ その特色は、国家安全保障会議書記 I・ルイキンが新聞紙上におけるインタビューに答えて、「ロシアの安全保障——それは機関銃による玉ではなく、競争力ある経済である」と述べていることから明らかのように、今日また近い将来においてロシアにとつての主たる脅威は、ロシアの国内政治、経済、社会などに存在し、それらは非軍事的性格のものであると認識している点にある。⁽⁵⁾ さらにそうした観点を裏打ちするものとして、国際環境の変化に対する認識が重要であろう。すなわち国家安全保障会議は、ロシアを取り巻く多くの国がロシアの友好国であり、パートナーである⁽⁶⁾とみなしており、ロシアにとつては敵国、反対者よりも友好国、仲間の方がずっと多いという認識を示しているのである。

「国家安全保障の概念」を具体的に検討してみよう。「概念」は次のように述べる。第一に、ロシア連邦と主要諸国との関係が大きく変化したことを考えると、当面はロシアに対する大規模な侵略の脅威は存在しないと結論づけることができる。第二に、国際関係の分野においてロシアにとつての最も現実的な脅威は、ロシアの国境周辺における地域紛争や武力衝突の可能性である。ゆえに第三に、ロシア連邦の安全保障上の脅威を分析して示されるのは、今日また近い将来、主たる脅威は軍事的性格のものではなく、国内的要因から生じるものであること、

特に内政、経済、社会、環境、情報、さらには人々の精神面において脅威が発生する恐れがあることである。

では、ロシアの国内的要因から発生する脅威とは、具体的に何か。第一に、危機的な経済状態である。第二に、連邦構成主体がロシアの領土の統一性や国家としての一体性を侵害するような行動をとっていること、言い換えればロシア連邦を構成する共和国や地方などの「分離主義（セパラチズム）」が挙げられるのである。⁽⁷⁾ この「分離主義」が、ロシア極東やアジア太平洋の国際関係にとつてどのような意味があるのかについては、すでに別稿で詳細に検討した。⁽⁸⁾ ここでは、一九九七年一二月に明らかにされた「国家安全保障の概念」がロシアにとつての主たる脅威を非軍事的な性格のものであると認識するにいたったこと、また対外政策と安全保障問題の最高責任者である大統領が、この文書を公式のものとして採択したことを重視したい。

ここで問題点が二つ挙げられる。第一に、ロシアの対外関係において脅威はどのようなものであると認識されているのであろうか。第二に、脅威についての認識の変化は、いつからどのように起こったのであろうか。

まず第一の点について。「国家安全保障の概念」によれば、ロシアの対外関係においても脅威は依然として存在しており、特に重要なポイントはNATOの東方への拡大、またロシアがアジア太平洋地域で進行している統合のプロセスから取り残されていることである。⁽⁹⁾ 要するに、対外関係におけるロシアの最大の脅威とは、国際的孤立に他ならない。NATOの東方への拡大によって、ヨーロッパ国際関係システム再編の動きの中からロシアが取り残されるならば、それはロシアにとつて脅威である。またアジア太平洋の統合のプロセスがロシアを除外して進展するならば、それもロシアにとつては見逃すことのできない脅威であるといえよう。であるとすれば、ヨーロッパやアジア太平洋の安全保障、また経済協力の枠組みにロシアが参加することができるならば、ロシアにとつて対外的脅威は著しく小さいものになると考えられる。

ロシアの国際的孤立との関連で、ロシアの安全保障をめぐるもうひとつの重要な文書「ロシア連邦国家安全保障政策（一九九六—二〇〇〇）」に言及しておこう。⁽¹⁰⁾ 大統領補佐官 Y. P. バトウーリンによって原案が練られた同文書は、一九九六年五月新聞紙上で公表され、さらに同年六月エリツイン大統領の連邦議会における演説の中にその概要が盛り込まれたものである。⁽¹¹⁾ 文書はロシアを取り巻く軍事的、政治的状況の問題点として、アジア太平洋地域におけるロシアの地位の弱体化を指摘し、ロシアはユーラシア地域における協力のメカニズム形成のプロセスから取り残される可能性がある⁽¹²⁾と述べる。さらに、ロシアにとっての対外的脅威とは、完全な資格を持ったメンバーとしてロシアが参加できるような地域レベルの、また地球規模の安全保障システムが存在しないことを挙げている。

以上のように、ヨーロッパにおいてもまた同様にアジア太平洋においても、国際関係システム再編の動きから取り残されること、これこそロシアの対外関係における最大の脅威に他ならないのである。

では次に第二の点について検討してみよう。脅威についての認識の変化はいつごろから、またどのように生じたのであろうか。周知のように、ゴルバチョフ政権期において国際関係をめぐるソ連政府の認識には大きな変化が起こった。そうした対外認識自体はソ連解体後、ロシアのエリツイン政権によって引き継がれる。エリツイン政権初期の対外政策は、そのスタンスにおいてゴルバチョフ政権の新思考外交を継承するものであったのである。⁽¹³⁾ しかし、ロシアにおける安全保障観が変化するためには、ロシア軍部の対外認識の変化が必要であったことは言うをまたない。一九九二年五月に発表された「ロシアの軍事ドクトリン（案）」は、アメリカの対外政策と軍事力、さらには NATO などの西側同盟の軍事的インフラストラクチャーをロシアにとって第一の安全保障上の懸念材料として挙げており、ロシア軍が西側の軍事力を主たる脅威とする冷戦期の認識を、依然として維持しつつ

けていたことがうかがえるのである。⁽¹⁴⁾

以上のような認識は、一九九〇年代半ばまでNATO拡大に反対する議論の中で明らかにされてきたが、九〇年代後半にはいりロシアとNATOとの協調関係確立にともなって、軍部また軍関係者の脅威認識にも変化が生じたと考えられる。NATO拡大問題をめぐるロシア国内の議論については、別稿で扱ったので⁽¹⁵⁾ここでは論じない。ただし軍の脅威認識の変化との関連で若干取り扱う必要がある。

陸軍少将A・クリメンコは、雑誌『軍事思想』の中でアメリカとNATOをロシアの敵とみなすことはできないと述べ、ロシアとアメリカ、またロシアとNATOとの関係で重要な点は、ロシアの改革が今後どのように進むか、さらにロシアの内政や外交がいかなる性格のものになっていくかである、と述べる。⁽¹⁶⁾さらに別の論者V・ツイギーチコは、同じく『軍事思想』の中で次のような見解を明らかにしている。それによると、ロシアの西方においてもまた東方においてもロシアにとって直接の軍事的脅威は存在していないが、NATO拡大によってヨーロッパやユーラシア大陸全体の戦略的環境がロシアにとって不利な形に変化するならば、まさに問題はそこにある。このようにNATO拡大問題には二つの側面があり、そこには逆説的な性格がみられる。しかし、それでもNATOとの協力関係の強化は、ロシアの安全保障における第一の優先順位であり、ロシアはNATOを戦略的パートナーとみなすべきである。それ以外にロシアの選択肢はないのである。⁽¹⁷⁾

以上のように、NATOとの協調関係確立に向けた動きの中で、ロシア軍部や軍関係者の脅威認識にも変化が生じたのである。また軍の脅威認識の変化がNATOとの協調関係確立を促したともいえよう。一九九〇年代半ばからロシアにおける安全保障観には根本的な変化が起こったのである。

二 A R F (A S E A N 地域フォーラム) とロシア

すでに考察したように、ロシアにとって対外関係における脅威とは国際的孤立、つまりヨーロッパにおいてもまたアジア太平洋地域においても国際関係再編の動きから取り残されることである。アジア太平洋においては、包括的な軍事的安全保障の枠組みはいまだ成立していないが、それに准じる組織として存在する A R F に対するロシアの立場をみてみたい。

1 A R F の成立

東西冷戦構造の崩壊がアジア太平洋の国際関係に及ぼした影響の一つに、ベトナム戦争の最中に共産主義勢力拡大に対抗して作られた A S E A N (東南アジア諸国連合) の性格の変化が挙げられよう。すでに一九八八年七月、マニラで開催された A S E A N 閣僚会議においてベトナムとラオスが東南アジア友好協力条約に調印したことによって、A S E A N が地域的安全保障システムとして発展する可能性が開けてきた。こうして A S E A N は、それ以前から存在する A S E A N 本体と、安全保障の枠組みとしての東南アジア友好協力体制に分岐して成立するようになり、後者が A R F に発展するのである。

A R F は一九九四年七月に第一回の会合を開催して以来、九八年七月までに合計五回の会合を重ね、アジア太平洋地域の信頼醸成の促進などを協議してきた。その間従来の A S E A N 諸国にインドシナ諸国、さらにアメリカ、オーストラリア、中国、ロシアなども加え、しだいに地域的安全保障システムとしての形態を整えてきたといえよう。またアジア太平洋の安全保障システムに対するアメリカの立場も大きく変化した。冷戦期においては、

二国間条約に基づく安全保障の枠組みを重視してきたアメリカが、ポスト冷戦の時期にはいつてからは、多国間安全保障機構の構築に関心を示すようになったのである。反面アジア太平洋地域で米ソ（米ロ）の軍事力削減傾向が進む中で、ASEAN諸国にとっては「中国の脅威」が新たな問題として浮上してきた。このように、米中両国の利害関係がARFの性格に大きな影響を及ぼすようになるのであり、この点は後述するように、地域的安全保障機構としてのARFの限界にもつながっていく。¹⁸⁾

それでは次に、ARFに対するロシアの立場を検討したい。

2 ロシアの立場

一九六九年六月、L・ブレジネフ共産党書記長がアジア集団安全保障構想を提唱したことに示されるように、ソ連政府は同政権期からアジア太平洋における多国間安全保障協議に強い関心を示していた。しかしこの構想は、アジア太平洋におけるアメリカや中国の影響力をいかに弱めるかという冷戦思考に基づくものであり、既存の安全保障の枠組みとの対決を意図するものに他ならなかったといえよう。しかしソ連解体後、ロシア政府は既存の安全保障の枠組みとの対決ではなく、むしろそれへの参入に強い関心を示すようになったのである。¹⁹⁾

一九九〇年七月、ASEAN外相会議が中国とともにソ連をゲストとして招請して以来、ソ連（ロシア）はASEAN諸国との関係改善に努力するようになった。また九二年一月、新生ロシアの政治指導者として初のアジア訪問国となった韓国国会における演説の中で、エリツィン大統領はアジア太平洋における集団安全保障体制構築の必要性を訴えた。さらに九四年一二月、ロシアは「アジア太平洋における安全保障の諸原則に関するASEAN地域フォーラム宣言案」を発表し、アジア太平洋のすべての国が例外なく参加する多国間安全保障機構創

設を主張したのである。⁽²⁰⁾

一九九六年七月の第三回の会議以降、ロシアは A R F に正式メンバーとして参加するようになった。この第三回 A R F にロシア政府代表として出席した E・プリマコフ外相は、ロシアと A S E A N 諸国の間にはイデオロギー対立がないと述べて、A S E A N 諸国との関係発展を希望するロシア政府の立場を明らかにした。ここでプリマコフが、ロシアはアジア太平洋諸国との関係を発展させるだけでなく、新しい地域的安全保障システムにおいて重要な役割を果たすことができると述べたことは興味深い。⁽²¹⁾しかし、アジア太平洋の多国間安全保障機構創設をめぐるロシア外相の積極的な発言とは裏腹に、A R F に対するロシアの関心が現実にはどの程度大きいものであるかどうかについては、疑問が残る。むしろ以下の理由によって、ロシアの関心は行動よりも言葉が先行しているといえよう。

第一に、アジア太平洋国際関係システムにおけるロシアの役割の限界である。ロシアの関心はシステムの再編に取り残されないようにすることである。そうである以上、ロシアの外相が A R F においてロシアが果たし得る役割の重要性について強調すればするほど、ロシアが現実には果たし得る役割には限界があることを示しているといえよう。第二に、A R F 自身の限界が挙げられる。A R F のような協調的安全保障の枠組みは、単独では地域の安全保障を担うことができない。A R F が不安定要因を抱える国や対立国も含めて域内の国々によって構成される枠組みである以上、何らの強制措置を行使することはできず、あくまでも非対決的な手段によって、参加国間に平和の構造を根付かせていく以外にはシステムとして機能する方法がないのである。⁽²²⁾

以上のような A R F の限界は、同様にアジア太平洋の国際関係システムとして機能している A P E C (アジア太平洋経済協力会議) と比較すると顕著である。一九八九年に創設された A P E C は、A R F よりも長い歴史を

もっているのみならず、参加国間の信頼関係、下部機構の機能、さらには非公式ながら首脳会議が開催されている点などにおいて、A R Fに比べるとより実質的な役割を果たしつつある。⁽²³⁾ゆえに将来においてA P E Cは経済協力機構としてのみならず、安全保障の分野における役割も担い得る可能性がある。

以上のように、A R Fに対するロシアの対応は言葉が先行し、実質的な内容がともなっているとは言いがたい。それはアジア太平洋国際関係システムにおけるロシアの役割の限界と同時に、A R Fの性格とその限界にもよるものである。

三 日米安保体制とロシア

1 日米安保体制の変容

冷戦期においてアメリカは、中国やソ連を敵視する二国間条約をアジア太平洋地域で締結し、安全保障システムの構築をはかってきた。その要ともいえるべきものとして日米安保条約があったといえる。しかし、冷戦構造の崩壊によってアジア太平洋地域における日米安保体制の位置づけや性格は当然変化せざるを得ない。とりわけA R Fの限界に示されるように、この地域において包括的な安全保障の枠組みが欠如している状況において、日米安保条約の果たす役割はいかなるものであろうか。冷戦の終結によって日米安保体制は日米二国間において、またアジア太平洋の国際関係における位置づけの点でどのように変化したのであろうか。

日米共通の「敵」としてのソ連が消滅した結果、日米安保条約の存在意義そのものが問い直されることになった。より具体的に述べると、第一に、A R Fのような地域的安全保障協力と日米安保体制との関係を明確化させ

る必要性が生じた。第二に、アジア太平洋地域で果たすべき日本の役割としてアメリカは何を期待するのか、また日本は実際にどのような役割を果たすべきなのかを明らかにしなければならなかったのである。

一九九〇年代にはいり日本国内では、冷戦終結後の状況に即して、日本の安全保障政策を全面的に見直すべきであるという認識がしだいに強まり、一九九四年から「防衛計画の大綱」の見直しが行われた。その結果九五年一月、「平成八年度以降に係る防衛計画の大綱（新防衛大綱）」が閣議決定され、そこでは日米安保体制における日本の役割の重要性が強調される。すなわち従来の大綱が「限定的かつ小規模な侵略の事態」には、日本が独力で対処し、それ以上の事態が起こった時には、「米国からの協力を待つてこれを排除する」と述べていたのに対し、新しい大綱は、日本への侵略に対しては規模の区別なしに「米国との適切な協力の下、防衛力の総合的、有機的な運用をはかることによって、極力早期にこれを排除する」と述べているのである。

以上のような「防衛計画の大綱」見直しの作業と並行して日米安保体制を再定義する作業も一九九四年から開始され、九六年四月には日米首脳会談の結果、日米共同宣言が発表をみる。宣言は、「日米安保条約を基盤とする両国間の安全保障面の関係が、共通の安全保障上の目標を達成するとともに、二一世紀に向けて、アジア太平洋地域において安定的で繁栄した情勢を維持するための基礎であり続けることを確認した」と述べ、日本の防衛にとって最も効果的な枠組みは、日米両国間の緊密な防衛協力であり、さらにアメリカが引き続き軍事的プレゼンスを維持することは、アジア太平洋地域の平和と安定の維持のためにも不可欠であるという認識を示しているのである。

このような日米共同宣言に基づき、両国間では安全保障政策の調整と「日米防衛協力の指針（ガイドライン）」の見直しが進められ、一九九七年九月、新しいガイドラインが発表される。旧ガイドラインにおける日米防衛協

力が共同研究の域にとどまり、共同行動計画にまで進展することはなかったのに対し、新ガイドラインでは、研究段階から具体的な行動計画にまで踏み込んでいる。さらに旧ガイドラインが、あくまでも日本における有事に限定して研究を進めたのに対し、新ガイドラインは「日本周辺の有事」を想定して日米間の協力を具体化しようとしているのである。²⁴

以上のように、冷戦終結後の日米安保体制の特色として次の三点が挙げられよう。第一に、ソ連という共通の仮想敵国が消滅したにもかかわらず、日米安全保障協力は必要であるという認識を示していることである。第二に、日米協力の中で日本が果たすべき役割が増大していることである。さらに第三の点として、研究段階から共同行動計画へと協力の程度がより具体的になり、また日本有事から「日本周辺の有事」へと日米両国が協力すべき地域の範囲も拡大していることが指摘できよう。日米安保体制は冷戦終結にもかかわらずむしろ強化の方向をたどっているのである。

2 ロシアの立場

最初に述べたように、ゴルバチョフ政権期一九八九年五月、日ソ外相定期協議のため訪日したシェワルナゼ外相は「日米安保条約の存在が日ソ平和条約締結の障害にはならない」と述べて、ソ連政府として日米安保条約を容認する立場を明らかにした。またソ連解体後九二年三月、日ロ外相定期協議の席上ロシアのコズイレフ外相は、日米安保体制がロシアにとって脅威ではなく、むしろそれがアジア太平洋の安定に一定の役割を果たしている事実を積極的に評価すべきであるとさらに踏み込んだ認識を示したのである。

ソ連解体後のロシアの新聞や雑誌の中では、日米安保体制を既存の安全保障の枠組みとして肯定的に評価する

傾向が増大し、軍部や国防総省の関係者からもそれに対し積極的な反駁がみられないことは重要な事実である。むしろ一九九四年二月には軍部の中からも、朝鮮半島の軍事的対立調整のため、以前からある日米の緊密な関係にロシアと中国を加えて新しい安全保障のメカニズムを創設すべきであるという見解が表れた。⁽²⁵⁾ そうした見解、すなわち日米協力の枠組みにロシアが加わる必要性については、ソ連解体後比較的早い時期に、軍部も含めロシアの対外政策形成者の間における共通の認識となったと思われる。

一九九七年五月、来日したロシアの I・ロジオノフ国防相は、久間章生防衛庁長官と会談を行った。そこで久間長官が日米安保共同宣言（九六年四月）と「日米防衛協力の指針」見直しが特定の国を対象としたものでないことを説明するが、それに対しロジオノフ国防相は「日米の緊密な協力をロシアは歓迎している」と述べて、日本側を驚かせた。⁽²⁶⁾ さらに久間長官とロジオノフ国防相は、日米安保条約をベースにして新たな安全保障システムをアジア太平洋地域に創設することで合意したのである。⁽²⁷⁾

このようにロジオノフ国防相は、日米安保体制を肯定的に評価する立場を明らかにしたが、こうした評価が日米安保共同宣言発表やガイドライン見直しなど、日米安全保障協力が進展している時に下されたことは興味深い。次章で述べるように、ロジオノフ国防相の訪日が日口間の安全保障交流の進展など、日口関係が全般的に好転している時に実現した点には留意の必要があろう。

関連して重要なポイントは、日米安保協力強化をめぐりこれに批判的な中国とこれを評価するロシアとの間で立場の相違が大きいことである。そのように考えると、一九九六年から九七年にかけて進展する中国とロシアの「戦略的パートナーシップ」関係において、中国とロシアが日米安保協力強化に対して同じように批判的であったとみる見方があるが、それは必ずしも妥当ではない。また九六年四月の日米安保共同宣言が中口両国の関係強

化を促進したという見解⁽²⁹⁾についても、疑問がある。

仮にアメリカがヨーロッパにおいてはNATO拡大によって、またアジア太平洋では日米安保体制における日本の役割の増大によって冷戦構造崩壊後のグローバルな戦略環境を整えようとしているとするならば、NATO拡大問題と日米安保協力強化をめぐるロシア国内の評価は大きく異なっていたといえる。ではロシアは日米安保協力の強化を全く懸念してはいないのであろうか。少なくともロシア側は日米安保協力の強化に諸手を上げて賛成してはおらず、控えめながら警戒したり、批判的に扱う報道があることにも言及する必要がある。

一九九七年一〇月九日、国防総省機関紙『赤い星』は「日本とアメリカ——古い同盟の新しい内容」という論説を掲載し、新ガイドラインを批判的に報道した。批判の内容は以下のとおりである。第一に、日米両国は日本周辺で非常事態が発生した時に軍事分野における共同作戦行動を展開するとしているが、日本周辺とはどの地域をさすのか、また非常事態とは具体的にどのような状況であるのか、明確な定義がない。第二に、日本はアメリカの要請に応じて自国の領海内また公海上で機雷掃討作戦に参加する義務を負う他、非常事態においてアメリカは日本国内の空港や港湾を使用できるようにするなど、日本が作戦に関与する度合いは以前より高まることから明らかである。こうしたことから同論説は、日ロ関係の進展を反映してガイドラインに対するロシア政府の反応は穏やかであるが、しかし中国、韓国、また朝鮮民主主義人民共和国など周辺諸国はこうした動きを大変警戒しており、二国間同盟の強化は地域の集団安全保障システムの創設とは矛盾すると結論づけているのである⁽³⁰⁾。

また在日ロシア大使館参事官A・イワノフは、月刊誌『国際生活』において、日米安保条約が力のバランスの形成過程で生まれた現実であり、アジア太平洋地域の安定を維持するためのメカニズムの一つに過ぎないと述べる。そうである以上、現在起こっている日米同盟の性格の変化が新たな国際関係の分裂傾向を生み出したり、隣

接諸国の懸念につながることにないよう配慮しなければならぬのであり、そうでなければ国際間の緊張は緩和するのではなく、むしろ激化の方向をたどるであろうと指摘するのである。⁽³¹⁾

以上のように、一九九六年から九七年にかけて進展した日米間の安全保障協力進展の動きを、ロシアは国防総省も含め容認しつつ、決して歓迎してはいない。安保協力の強化を控えめながら批判したり、警戒する論調がみられることは重要である。さらに九九年四月、ガイドライン関連法案の衆議院通過にあたっては、日米安全保障協力における「緊急事態」や「日本周辺」の定義をめぐって再び疑義が表明された他、アメリカの世界戦略の中で日本の役割が増大していることについて、深刻な懸念が示されている。しかし同様に、日口間の対話や交流が進展することによってこそ、アジア太平洋の国際関係のブロック化を防ぐことが可能となるという観点が表れていることも見逃すことはできないのである。⁽³²⁾

このように、日米安保協力強化をめぐるロシアの立場はきわめて慎重である。ロシアは、日米安保協力がロシアも含め第三国に向けられることに対し、警戒の念を隠してはいない。しかし反面、日米安保協力がロシアも含めた多国間の安全保障交流につながるならば、それはアジア太平洋の国際関係にとって肯定的な役割を果たすことになる。そこで、日口関係がどのように展開するかが、日米安保協力の性格を決定する重要な鍵となるのである。

四 日口間の安全保障交流の進展

1 日口関係の展開

一九九二年の前半、ロシア政府は対日関係の改善に向け努力したが、⁽³³⁾しかし同年九月エリツィン大統領の訪日

延期を契機に日口関係はしばし停滞を余儀なくされた。翌九三年一〇月エリツイン大統領の初の日本訪問が実現し、細川護熙首相との会談の結果日ソ両国がそれまでに締結したすべての条約の有効性を承認する「日口関係に関する東京宣言」が発表されるなど前進もあったが、それでもソ連解体後九〇年代前半の日口関係が大きく進展したとは言い難いのである。もちろん日口関係が進展しなかったこの時期においても両国の外交当局の間で関係改善に向け努力が行われたことは事実であらう⁽³⁴⁾。しかしこの時期におけるロシアの対外政策の力点はNATO拡大問題への対応やCIS（独立国家共同体）諸国との関係の調整にもつばら置かれており、対外政策の比重を日本との関係改善に向ける余裕はなかったのである。

また対口関係改善を進めていく上で、日本側の態勢も整っていないなかったといえよう。一九九四年一月、O・ソスコヴェツ第一副首相が訪日した際、訪日団の一員であったB・グロモフ国防次官が日本の防衛関係者に対し、安全保障分野における日口間の信頼醸成措置確立のために、両国軍艦船の相互訪問や合同軍事演習実施を提案したが、日本側がこれを受諾しなかったという指摘も行われていた⁽³⁵⁾。

以上のように、一九九〇年代半ばまでの日口関係ははかばかしいものではなかった。しかし九六年一月、ロシアの外相がコズイレフからE・プリマコフに交替してから日口関係も進展に向かって動き出す。周知のように、九七年一月と九八年四月の二度にわたる非公式首脳会談開催を経て、九八年一〇月には小渕恵三首相のモスクワ訪問によって日口間の公式の首脳会談が行われた⁽³⁶⁾。ではなぜ九六年以降、日口関係の改善が進んだのであろうか。

第一に、ロシア外交の多極化を掲げるプリマコフが一九九六年一月、コズイレフに代わって外相に就任したことである。新しい外相の下で、九六年から九七年にかけてロシアはNATOとの協調関係を確立する一方、CI

S 諸国との関係の強化がはかられた。また東アジアにおいては中国との「戦略的パートナーシップ」が確立されるのと並行して、対日関係の改善が進められたのである。⁽³⁷⁾

第二に、日本政府の対ロシア政策が一九九六年から九七年にかけて変化したことが挙げられる。すなわち日本政府が領土問題の解決をめざしながらロシアに対する経済支援を進めるという従来の「拡大均衡路線」をあらため、領土問題解決交渉、首脳級政治対話、安全保障交流、さらには国際問題における協力など、多面的な分野で同時並行的に日ロ関係の発展をはかる「重層的アプローチ」に対ロ政策の基本姿勢を変化させたことは、重要なポイントであろう。⁽³⁸⁾

以上二つの点が主たる要因となって、一九九六年以降日ロ間の安全保障面での交流と首脳レベルにおける政治対話が促進されたのである。

2 安全保障交流の進展

一九九六年四月二七日から二九日にかけて、白井日出男防衛庁長官がモスクワを訪問し、P・グラチョフ国防相と会談を行った。日本の防衛庁長官のロシア訪問は日ソ、日ロ関係史上初めてのできごとであった。会談の結果両者は、ロシア国防相の日本訪問、軍部隊、また艦艇の相互訪問などについて合意した他、大規模な軍事演習の相互通告、日本の自衛隊とロシア軍による防衛分野の基本政策についての情報交換、さらには化学兵器廃棄や生物兵器防護問題に関する意見交換など、日本の防衛庁とロシア国防省の指導部間の全面的な対話継続を確認したのである。⁽³⁹⁾ 白井長官のコメントにもみられるように、会談はロシア側のカウンターパートとの人間関係の構築など人的交流の進展、安全保障の分野における信頼関係の醸成、また日ロ間の対話と交流の継続についての合意

など多くの成果を生み出した。⁽⁴⁰⁾特に一九六六年四月、日米首脳会談の結果「安全保障宣言」が採択された直後にこうした日口間の交流が開始された点は、留意すべきものがある。

同じく一九九六年七月二六日、日本の護衛艦「くらま」がウラジオストクに入港し、二八日にはロシア、中国、韓国、アメリカの艦艇と共にロシア海軍創設三〇〇周年記念式典に参加した。日本の軍用艦船のロシア訪問は一九二五年以来のことであった。⁽⁴¹⁾

すでに前章でも述べたように、一九九七年五月一六日から一八日にかけて、I・ロジオノフ国防相が日本を訪問し、久間防衛庁長官との会談の結果、日ロ両国の軍事政策に関する情報交換など安全保障分野における透明性拡大について合意をみた。⁽⁴²⁾ロジオノフ国防相は「日本とアメリカの緊密な関係にロシアは懸念を抱いていない」と述べて、日米安保条約がアジアの平和と安定に果たす役割を肯定的に評価するが、さらに北方四島に配備されている極東ロシア軍を含め、二〇万人のロシア軍兵力を一九九七年中に削減することを約束したのである。⁽⁴³⁾ロシア国防相の日本訪問も、日ソ、日ロ関係史上初めてのことであった。

同じく一九九七年六月二七日、ロシア軍艦「アドミラル・ヴィノグラードフ」が、前年七月の「くらま」のウラジオストク訪問に対する答礼として、東京港に入港した。ロシア軍艦の日本訪問は、一八九四年以来一〇三年ぶりのことであった。⁽⁴⁴⁾

翌年一九九八年五月三一日から六月七日まで、夏川和也統合幕僚会議議長がロシアを訪問し、ロシア国防総省指導部をはじめ太平洋艦隊首脳部など軍関係者と会談を行った他、モスクワ郊外の空軍基地を視察した。⁽⁴⁵⁾さらに七月二八日から三〇日にかけて、公海上で遭難した船舶救助を目的に、日本の海上自衛隊とロシア太平洋艦隊による初の合同演習が日本海で行われたのである。⁽⁴⁶⁾

続いて一九九八年一二月四日から六日にかけて、A・クワシニン・ロシア軍参謀総長が日本を訪問し、夏川統幕議長と会談を行った他、陸上自衛隊教育訓練施設視察や海上自衛隊の指導者との懇談などが実現した。特に夏川議長との会談の結果「ロシアと日本の軍事分野での信頼醸成措置の発展は、アジア太平洋地域の安定にとって重要な意味をもっている」という共同声明が採択されたことは、意義がある。

以上のように、一九九〇年代後半になって日口間の安全保障交流はきわめて活発に展開し、要人の相互訪問など両国関係史上初のできごとが相次いで起こった。安全保障分野における交流の実現は冷戦期と比べると画期的であることは言うを待たないが、さらに一九九〇年代後半における日口関係の進展全体の中でも、この分野における交流の進展は際立っているといえよう。

結 び

本稿を結ぶにあたって、以下三つの点を指摘しておきたい。

第一に、冷戦構造崩壊の結果一九九〇年代後半にロシアにおける安全保障観は決定的に変化したのであり、それはロシアにとつての脅威は何かという認識に集約されている。「国家安全保障の概念」が述べるように、ロシアにとつて安全保障上の最大の脅威は対外関係ではなく、むしろ国内的要因にある。さらに対外関係に依然として存在する脅威についても、その主たるものは、特定の国家や国家集団ではない。対外関係におけるロシアにとつての最大の脅威は、ヨーロッパにおいてもまたアジア太平洋においても国際関係再編の動きから取り残されること、すなわち国際安全保障協力、また国際経済協力の枠組みから除外されることに他ならないのである。だ

からこそアジア太平洋においては、ロシアにとってA R FやA P E Cへの参加が重要な意味をもっているのである。

第二に、A R Fはアジア太平洋の包括的安全保障機構としては、限界がある。その意味で北東アジアの二国間安全保障システムとして機能する日米安全保障体制をめぐるロシアの評価には興味深いものがあるといえよう。一九九六年から九七年にかけて日米安保協力の強化がはかられ、ロシアはそれに諸手を上げて賛成してはいない。控えめながら、懸念や不安が表明されてはいる。しかし、日米安保体制をめぐるロシア政府の評価は、安保条約を容認するのみならず、日米間の安全保障協力がアジア太平洋の平和と安定に果たす役割を肯定的に評価しようとするものであり、ゴルバチョフ政権期のソ連政府の認識を継承し、発展させたといえよう。さらに九七年五月、訪日の際に示されたロジオノフ国防相の発言にみられるように、国防総省や軍部の認識も日米安保体制を積極的に評価する方向に変化したのであり、この点はロシアにおける安全保障観の変化との関連で理解する必要がある。第三に、一九九六年から九八年にかけて日米間の安全保障分野における交流がめざましく進展した点を指摘できる。特に重要な点は、日米安保協力の強化と同時並行的に日米間の安全保障交流が進展した点である。冷戦構造崩壊によって、すでに一九九〇年代半ばまでに米日関係と日米関係には質的な変化がもたらされた。日米間の安全保障交流の進展は、日米関係においてもこのような質的な変化が九〇年代後半に始まったことを意味するといえよう。

米日関係、日米関係、さらには日米関係が冷戦期とは質的に異なったものになるならば、二一世紀の日米関係の枠組みは二〇世紀後半とは大きく変化する。その結果、アジア太平洋地域の安全保障システム確立に向けて新たな展望が開ける可能性があるであろう。

- (1) 小澤治子「ゴルバチョフ政権と日米関係——安保条約容認をめぐる対日政策形成機構の認識を中心に」(『ソ連研究』第一号、一九九〇年一〇月)、一三二頁。
- (2) 小澤治子「ペレストロイカとソ連のアジア・太平洋観」(『ロシア研究』第一八号、一九九四年四月)、五一―五二頁。
- (3) 小澤治子「APEC加盟問題とロシア——アジア太平洋国際経済協力体制参加におけるロシア極東」(『海外事情』第四六卷第九号、一九九八年九月)、二〇一―二四頁。
- (4) 'Безопасность России—Это не Пушки-Плечеть, а Конкурентоспособная Экономика', ∨ 'Российская Газета' ∨, 1998.2.5.
- (5) там же.
- (6) 'Необходим Целостный Взгляд на Национальные Интересы Государства', ∨ 'Независимая Газета' ∨, 1998.1.29.
- (7) ∨ 'Дипломатический Вестник' ∨, 1998.2.стр.7-9.
- (8) 前掲、小澤「APEC加盟問題とロシア」、二七―三二頁。
- (9) ∨ 'Дипломатический Вестник' ∨, 1998.2.стр.4.
- (10) 'Политика Национальной Безопасности Российской Федерации (1996-2000)', ∨ 'НГ—Сценарии (Приложение к НГ) 1996. 5. 23', no.2.1996.
- (11) ∨ 'Дипломатический Вестник' ∨, 1996.7.стр.24-35.
- (12) 'Политика Национальной Безопасности Российской Федерации(указ.соч.)'.
- (13) 前掲、小澤「ペレストロイカとソ連のアジア・太平洋観」、五一―五三頁。
- (14) 'Основы Военной Доктрины России(проект)', ∨ 'Военная Мысль(специальный выпуск)' ∨, 1992.5.стр.3. 関連するテーマの論文として、菊地茂雄「冷戦の終結とソ連・ロシア軍の脅威認識変化」(『新防衛論集』第二六卷第二号、一九九八年九月)、一一二―一二二頁を参照されたい。
- (15) 小澤治子「NATO拡大問題とCIS——ロシアの対外政策における位置づけ——」(『新潟国際情報大学情報文学部紀要』第一号、一九九八年三月) 八四―八七頁。

- (16) А.Ф.Клименко, 'Международная Безопасность и Характер Военных Конфликтов Будущего', <Военная Мысль>, 1997.1. стр.2-9.
- (17) В.Н.Дылычко, 'Геостратегические Аспекты Концепции Национальной Безопасности России', <Военная Мысль>, 1996.5. стр.21-26.
- (18) 神保謙「日米中のアジア太平洋多国間安全保障協力：協調と対立・相違の構図」『新防衛論集』第二五卷第三号、一九九七年二月、四八―六六頁。川上高司「米国のアジア政策とA R F」『海外事情』第四六卷第九号、一九九八年九月、六三―七八頁。
- (19) 前掲、小澤「ベレストロイカとソ連のアジア・太平洋観」、四一―五四頁。
- (20) В.Петровский, 'Международные Режимы Безопасности в АТР: Варианты Российского Участия', <Проблемы Дальнего Востока>, 1997.5. стр.26.
- (21) А.Сергунин, 'США, Россия и Международная Безопасность в Азиатско-Тихоокеанском Регионе в Постконфронтационную Эпоху', <Проблемы Дальнего Востока>, 1998.4. стр.7.
- (22) 前掲、川上「米国のアジア政策とA R F」、七三―七四頁。
- (23) 森本敏「アジア・太平洋地域における安全保障と地域的枠組み」『新防衛論集』第二五卷第三号、一九九七年一月、二六頁。
- (24) 神谷万丈「冷戦後の日本の安全保障政策」(斎藤元秀編著『東アジア国際関係のダイナミズム』所収、第六章、東洋経済新報社、一九九八年)、一一二―一三九頁。なお冷戦後における日米安保体制の変容をめぐっては、『国際政治』第一一五号(日米安保体制―持続と変容、一九九七年五月)に所収された各論文を参照されたい。
- (25) А.В.Болытко, 'Военно-Политическая Ситуация и Проблемы Формирования Новой Структуры Безопасности в Северо-Восточной Азии', <Военная Мысль>, 1994.2. стр.2-6.
- (26) 『日本経済新聞』一九九七年五月一八日。
- (27) 『ロシア月報』第六四七号、一九九七年五月、一五一頁。К.Черевко, 'Как Пролить Цветение Сакуры?' <Мировая

- Экономика и Международные Отношения > ,1998.11.стр.83.
- (28) S. Blyveer, 'East Asia in Russia's Foreign Policy: a New Russo-Chinese Axis?' <The Pacific Review >, vol. 11 no. 4. 1998. pp. 497-498.
- (29) В.С.Мясников, 'Положение в Сфере Безопасности в Северо-Восточной Азии', <Проблемы Дальнего Востока >. 1996.5.стр. 20-21.
- (30) В.Кузьярь, 'Япония-США:Новое Сопряжение Старого Союза', <Красная Звезда >, 1997.10.9.
- (31) А.Лванов, 'Большая Азиатка Четверка', <Международная Жизнь >, 1998.9.стр.55-56.
- (32) А.Ильшенко, 'Япония Расширяет Военный Союз с США', <Независимая Газета >, 1999.5.27; М.Юрьев, 'Япония-Азиатский Член НАТО?', <Независимая Газета >, 1999.5.29; В.Кузьярь, 'Обоснование Деспокойства', <Красная Звезда >, 1999.6.4.
- (33) 小澤治子「ロシア連邦の対日政策——ゴルバチョフからエリツィンへ——」、『外交時報』第一二八号、一九九二年五月）四〇—四四頁。
- (34) 枝村純郎『帝国解体前後——駐モスクワ日本大使の回想一九九〇—一九九四』（都市出版、一九九七年）、二五五—二五〇頁。
- (35) A.Марков, 'Проблемы Российско-Японских Отношений', <Международная Жизнь >, 1995.10.стр.51.
- (36) エリツィン政権下における日ロ関係の展開については、斎藤元秀「日本に接近するロシア」、『外交時報』第一三四八号、一九九八年五月、四—一九頁）を参照されたい。
- (37) 前掲、小澤「NATO拡大問題とCIS」、七五—九一頁。小澤治子「ロシアの対外政策における中国——“戦略的パートナーシップ”の限界」（『新防衛論集』第二五巻第四号、一九九八年三月）四四—五七頁。
- (38) 『読売新聞』一九九七年一月四日。
- (39) 『ロシア月報』第六三四号、一九九六年四月、九六—九八頁。
- (40) 同上。
- (41) 『ロシア月報』第六三七号、一九九六年七月、一五〇—一五一頁。

- (42) 『ロシア月報』第六四七号、一九九七年五月、一四六一―一五一頁。
(43) 『新潟日報』一九九七年五月一八日。
(44) 『ロシア月報』第六四八号、一九九七年六月、一五二―一五三頁。
(45) 『ロシア月報』第六六〇号、一九九八年六月、一四二―一四三頁。
(46) 『ロシア月報』第六六一号、一九九八年七月、一五五―一五六頁。
(47) 『ロシア月報』第六六六号、一九九八年十二月、一五三―一五四頁。